

関自監貨第326号の2
関自貨第1121号の2
関自保第194号の2
令和2年11月27日

一般社団法人東京都トラック協会長 殿

関東運輸局
自動車監査指導部長

関東運輸局
自動車交通部長

関東運輸局
自動車技術安全部長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知
徹底願います。

公 示

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

平成21年9月30日付け、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和2年11月27日

関東運輸局長	河村 俊信
東京運輸支局長	伊藤 義久
神奈川運輸支局長	中澤 延夫
埼玉運輸支局長	菅谷 好孝
群馬運輸支局長	石川 雄司
千葉運輸支局長	五十嵐 康夫
茨城運輸支局長	磯田 久
栃木運輸支局長	中里 直之
山梨運輸支局長	荷見 雄二

記

別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和2年11月27日 関自監貨第326号、関自貨第1121号、関自保第194号）

- 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p data-bbox="237 411 992 483">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p data-bbox="138 580 1093 692">「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」による行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="389 748 837 1238"> 平成21年9月30日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年3月31日 一部改正 平成24年4月13日 一部改正 平成25年9月20日 一部改正 平成26年3月13日 一部改正 平成26年12月26日 一部改正 平成29年1月16日 一部改正 平成30年4月16日 一部改正 令和元年10月31日 <u>一部改正 令和2年11月27日</u> </p> <p data-bbox="530 1294 925 1445"> 関東運輸局長 神谷 俊広 東京運輸支局長 矢田 淑雄 神奈川運輸支局長 石橋 健 埼玉運輸支局長 上岡 一雄 </p>	<p data-bbox="1216 411 1971 483">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p data-bbox="1117 580 2072 692">「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」による行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1368 748 1816 1198"> 平成21年9月30日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年3月31日 一部改正 平成24年4月13日 一部改正 平成25年9月20日 一部改正 平成26年3月13日 一部改正 平成26年12月26日 一部改正 平成29年1月16日 一部改正 平成30年4月16日 一部改正 令和元年10月31日 </p> <p data-bbox="1509 1294 1904 1445"> 関東運輸局長 神谷 俊広 東京運輸支局長 矢田 淑雄 神奈川運輸支局長 石橋 健 埼玉運輸支局長 上岡 一雄 </p>

群馬運輸支局長 栗本 久
千葉運輸支局長 飯村 勉
茨城運輸支局長 鬼沢 秀通
栃木運輸支局長 四月朔日 功一
山梨運輸支局長 春原 俊男

記

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1～4（略）

5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達5（8）から（12）までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。

①（略）

② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、

群馬運輸支局長 栗本 久
千葉運輸支局長 飯村 勉
茨城運輸支局長 鬼沢 秀通
栃木運輸支局長 四月朔日 功一
山梨運輸支局長 春原 俊男

記

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1～4（略）

5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達5（8）から（12）までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。

①（略）

② 違反行為が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、

無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為

③ (略)

6～10 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和2年11月27日 関自監貨第326号、関自貨第1121号、
関自保第194号)

- 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

無免許運転、大型自動車等無資格運転、救護義務違反、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為

③ (略)

6～10 (略)

附 則 (略)

(新規)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新				旧					
別表				別表					
適用条項	違反行為	基準日車等		備考	適用条項	違反行為	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反				第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反			
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに 救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、 道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	初回	2回目以上		3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに 過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反の違反を除き、 道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	初回	2回目以上		
	(注2) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに 救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転 を除く。以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに 救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転 に係るものを除く。)のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。	警告	10日車		(注2) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに 過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反 を除く。以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに 過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反 に係るものを除く。)のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。	警告	10日車		